

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<b>2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (成年年齢の引き下げ)</b>  ○ 令和4（2022）年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、早い段階から子どもたちが <u>自由・権利や責任・義務</u> に向き合い社会を担っていくという大きな環境の変化があることから、（後略）	<b>2 教育を取り巻く社会情勢の変化 (成年年齢の引き下げ)</b>  ○ 令和4（2022）年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、早い段階から子どもたちが <u>権利や義務</u> に向き合い社会を担っていくという大きな環境の変化があることから、（後略）	(P1) 記述内容の充実
<b>(グローバル化の進展)</b>  ○ 平成31（2019）年4月に新たな在留資格「 <u>特定技能</u> 」が創設されたことに伴い、今後、外国人住民のさらなる増加が予想され、また、6月には、外国人への日本語教育の充実を促す「日本語教育の推進に関する法律」が施行されています。  <u>本県においても、日本語指導が必要な子どもたち</u> が増加しており、日本での定住や就園、就学、進学を希望する、こうした子どもたちの生活習慣や基礎的な学力の定着、進路の実現等に向けた的確な取組が求められています。	<b>(グローバル化の進展)</b>  ○ また、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が増加しており、平成31（2019）年4月からは改正出入国管理及び難民認定法が施行され、日本での定住や進学を希望する外国人児童生徒の基礎的な学力の定着や進路の実現等に向けた的確な取組が求められています。	(P3) 記述内容の充実
<b>(子どもの貧困と教育格差)</b>  ○ 国においては、(中略)また、令和2（2020）年4月からは、経済的理由により <u>修学が困難な学生</u> を（後略）	<b>(子どもの貧困と教育格差)</b>  ○ 国においては、(中略)また、令和2（2020）年4月からは、経済的理由により <u>修学に困難のある学生</u> を（後略）	(P3) 表現の精査
<b>(子どもたちの安全・安心の確保)</b>	<b>(子どもたちの安全確保)</b>	(P4) 表現の精査
<b>(高等教育機関の振興)</b>  ○ 国においては、(中略)三重県においても、県内外の高等教育機関、産業界、 <u>地域と連携</u> するとともに、国における大学改革の動向等もふまえて（後略）	<b>(高等教育機関の振興)</b>  ○ 国においては、(中略)三重県においても、県内外の高等教育機関、産業界、 <u>地域との連携を推進し、国における大学改革の動向等もふまえ</u> 、（後略）	(P4) 表現の精査

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p><b>3 三重の教育における基本方針</b></p> <p>(1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成</p> <p>○ また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から<u>自由・権利や責任・義務</u>に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、社会で自らの<u>役割を果たしていく</u>ことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。</p>	<p><b>3 三重の教育における基本方針</b></p> <p>(1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成</p> <p>○ また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から<u>権利や義務</u>に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、社会で自らの<u>役割と責任を果たしていく</u>ことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。</p>	(P7) 記述内容の充実
<p>(3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現</p> <p>○ 家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。</p> <p>一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、<u>誰もが取り残されることなく質の高い教育を受け、自らの能力・可能性を最大限に伸ばすことで、夢や希望を実現し活躍し続ける</u>ことができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れる事のない公平公正で最適な学びの環境を整えます。</p>	<p>(3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現</p> <p>○ 家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。</p> <p>一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、<u>誰もが共通のスタートラインに立ち、質の高い教育を受け、夢や希望を実現し活躍し続ける</u>ことができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れる事のない公平公正で最適な学びの環境を整えます。</p>	(P8) 記述内容の充実
<p>○ いじめ、虐待、不登校等や近年頻発している大規模自然災害、交通事故、犯罪などにより、夢や希望を持って人生を歩もうとしている子どもたちのかけがえのない命や教育の機会が奪われることのないよう、安全で安心な教育環境を実現するとともに、<u>子どもたち自らも様々な危険から身を守り、対応することのできる力を育成します。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>○ いじめ、虐待、不登校等や近年頻発している大規模自然災害、交通事故、犯罪などにより、夢や希望を持って人生を歩もうとしている子どもたちのかけがえのない命や教育の機会が奪われることのないよう、安全で安心な教育環境を実現するとともに、<u>子どもたち自らも様々な危険から身を守ることのできる力を育成します。</u></p> <p>(後略)</p>	(P8) 記述内容の充実

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>4 教育施策</p> <p>(1)「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実</p> <p>2 学校と家庭が連携して、家庭における子どもたちの「<u>早寝・早起き・朝ごはん</u>」等の<u>基本的な生活習慣・学習習慣・読書習慣</u>の確立を図ります。</p>	<p>4 教育施策</p> <p>(1)「教育の原点」である家庭教育と子育て支援の充実</p> <p>2 学校と家庭が連携して、家庭における子どもたちの<u>基本的な生活習慣・学習習慣・読書習慣</u>の確立を図ります。</p>	(P12) 記述内容の充実
<p>3 子どもたちが、インターネットを通じて有害情報にふれたり、トラブルに巻き込まれることのないよう、子どもや保護者に対して啓発活動を実施します。</p>	<p>3 子どもたちが、インターネットを通じて有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれることのないよう、子どもや保護者に対して啓発活動を実施します。</p>	(P12) 表現の精査
<p>4 男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に、子育てに関して<u>積極的な育児への参画を考える場づくり</u>を促進します。</p>	<p>4 男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に、子育てに関して<u>家庭においてできることなどを考える場づくり</u>を促進します。</p>	(P12) 表現の精査
<p>6 低年齢児保育や病児・病後児保育の充実を図るとともに、地域のニーズに応じて放課後児童クラブ・子ども教室の<u>整備や拡充、質の向上を推進します。</u></p>	<p>6 低年齢児保育や病児・病後児保育の充実を図るとともに、地域のニーズに応じて放課後児童クラブ・子ども教室の<u>整備、拡充を進めます。</u></p>	(P12) 記述内容の充実
<p>7 <u>子どもや子育て家庭の声を直接受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支える電話相談窓口</u>を運用し、関係機関が連携して対応します。</p>	<p>7 <u>子どもや子育て家庭の声を直接受け止め</u>る電話相談窓口を運用し、関係機関が連携して対応します。</p>	(P12) 表現の精査

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>11 各市町の子ども家庭総合支援拠点の整備を促進するとともに、関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止につなげます。</p> <p><u>子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援などをを行う組織。</u></p>	<p>11 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止のため、各市町の要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が緊密に連携し、子どもの保護・支援を図ります。</p>	(P13) 記述内容の充実及び脚注の追加
<p>13 保護者の子育てに関する不安や悩み等の相談に対応できるよう、幼稚園・認定こども園・保育所の幼児教育のセンターとしての機能を充実します。</p>	<p>13 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。</p>	(P13) 記述内容の充実
<p>17 就学前の外国につながる子どもを対象とするプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に取り組みます。</p>	<p>17 就学前の外国につながる子どもを対象とするプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に努めます。</p>	(P13) 表現の精査
<p>(2) 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実</p> <p>1 遊びや多様な体験活動をとおして、<u>人と関わる力や思考力、感性や表現する力などの育成が図られるよう、家庭や地域に働きかけるとともに、実践事例の普及啓発を進めます。</u></p> <p>2 幼稚園・認定こども園・保育所で子どもたちが体を動かす遊びを推進するとともに、<u>家庭や地域との連携を深め、子どもたちの運動機会の拡充と生活・読書習慣の確立に取り組みます。</u></p>	<p>(2) 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実</p> <p>1 遊びや多様な体験活動をとおして、<u>自立心や規範意識、生命を尊重する意識などの育成が図られるよう、家庭や地域に働きかけるとともに、実践事例の普及啓発を進めます。</u></p> <p>2 幼稚園・認定こども園・保育所で子どもたちが体を動かす遊びを推進するとともに、<u>家庭との連携を深め、運動機会の拡充と生活・読書習慣の確立に努めます。</u></p>	(P14) 表現の精査  (P14) 記述内容の充実

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
3 <u>保護者の子育てに関する不安や悩み等の相談に対応できるよう、幼稚園・認定こども園・保育所の幼児教育のセンターとしての機能を充実します。（再掲）</u>	3 <u>幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。（再掲）</u>	(P14) 記述内容の充実
6 <u>子どもたちが、小学校での生活や学習を安心してスタートできるよう、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を活用した実践事例の普及に取り組みます。</u>	6 <u>「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及などを通じて、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の円滑な接続がなされるよう取り組みます。</u>	(P14) 記述内容の充実
10 <u>幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の人材確保のため、保育所等における働きやすい職場づくりを推進するとともに、様々な研修等を通じて就学前教育・保育の質の向上を図ります。</u>	10 <u>保育士等の人材確保のため、保育所等における働きやすい職場づくりを推進するとともに、キャリアアップ研修等を通じて、就学前教育・保育の質の向上を図ります。</u>	(P15) 表現の精査
11 <u>幼稚園・認定こども園・保育所における幼児教育の質の向上とともに、小学校への円滑な接続に向け、一体的に指導・助言を行う体制の構築に取り組みます。</u>		(P15) 取組の追加
13 <u>就学前の外国につながる子どもを対象とするプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に取り組みます。（再掲）</u>	12 <u>就学前の外国につながる子どもを対象とするプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に努めます。（再掲）</u>	(P15) 表現の精査
(3) <u>子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成</u>	(3) <u>子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成</u>	(P17) 表現の精査
13 <u>子どもたちがお互いを理解・尊重し、一人ひとりの価値を認め合えるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する学習機会を推進します。</u>	13 <u>子どもたちがお互いを理解・尊重し、一人ひとりの価値を認め合えるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する学習機会を充実します。</u>	

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
17 公立図書館、学校図書館における読書環境の充実や、学校図書館を活用した授業、ビブリオバトル等の多様な読書活動を促進し、子どもの読書機会の拡充に取り組みます。	17 学校図書館を活用した授業、子どもたち同士で本を紹介する取組、ビブリオバトル等の多様な読書活動を促進し、子どもの読書機会の拡充に取り組みます。	(P18) 記述内容の充実
29 子どもたちが、妊娠・出産等の性に関する知識を正しく身につけられるよう、ライフデザイン・結婚・子育て等をテーマとした講演会の開催や保育実習等に取り組みます。	29 子どもたちが、妊娠・出産に関する知識を正しく身につけられるよう、ライフデザイン・結婚・子育て等をテーマとした講演会の開催や保育実習等に取り組みます。	(P19) 表現の精査
(4) 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成  13 高校生が、グローバルな視野や地域社会に貢献しようとする「志」を持てるよう、学校の枠を越え、自分の国のことや地球規模の課題等を題材とした学習を推進します。	(4) 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成  13 高校生が、グローバルな視野や地域社会に貢献しようとする「志」を持てるよう、学校の枠を越え、地球規模の課題等を題材とした学習を推進します。	(P21) 記述内容の充実
(5) 特別支援教育の推進  基本的な取組方向 (前略) また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが行事等の交流や授業で共に学ぶことなどをとおして互いに理解を深め、尊重する態度を育みます。	(5) 特別支援教育の推進  基本的な取組方向 (前略) また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが交流等をとおして共に学ぶことにより、互いに理解を深め、尊重する態度を育みます。	(P23) 記述内容の充実
3 発達支援が必要な子どもが地域で健やかに成長できるよう、市町等と連携し、子どもやその家族に適切な医療・福祉・教育サービスが途切れなく提供できる体制づくりを進めます。	3 発達支援が必要な子どもが身近な地域で健やかに成長できるよう、市町等と連携し、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れることのない体制づくりを進めます。	(P23) 表現の精査

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
4 保健・福祉・教育の機能が連携した市町の総合支援窓口の体制強化を図るため、市町職員等の受入研修など、専門性の高い人材の育成に取り組みます。	4 保健・福祉・教育の機能が連携した市町の総合支援窓口との連携を強化するとともに、専門性の高い人材の育成のための研修受入れや巡回指導による技術的支援を行います。	(P23) 表現の精査
5 子どもや保護者が特性に応じた学びの場の選択ができるよう、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等に関する情報提供や相談など、就学支援を充実します。	5 通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等の多様な学びの場に関する情報提供や相談等、子どもや保護者への就学支援を充実します。	(P23) 表現の精査
8 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に活動し学ぶことでお互いに理解し尊重する態度を身につけられるよう、交流及び共同学習を進めます。	8 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に尊重し合いながら学ぶことができるよう、交流及び共同学習を進めます。	(P24) 記述内容の充実
12 特別支援学校において、地域の事業所や関係機関、支援団体と連携し、早期からの職場実習や農福連携等を活用した職域拡大を進めるとともに、職場への定着支援を充実します。	12 特別支援学校において、早期からの職場実習や、農福連携等を活用した職域拡大を進めるとともに、関係機関と連携し職場への定着支援を充実します。	(P24) 表現の精査
(6) 安全で安心な学びの場づくり	(6) 安全で安心な学びの場づくり	(P25) 表現の精査
4 子どもたちが、インターネットを通じて有害情報にふれたり、トラブルに巻き込まれることのないよう、子どもや保護者に対して啓発活動を実施します。（再掲）	4 子どもたちが、インターネットを通じて有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれることのないよう、子どもや保護者に対して啓発活動を実施します。（再掲）	
10 災害時における学校教育の早期復旧に向け、被災した学校を支援する体制を整備するとともに、民間団体、企業等との連携による災害時の子ども支援に取り組みます。	10 災害時における学校教育の早期復旧に向け、被災した学校を支援する体制を整備し早期再開に取り組みます。	(P26) 記述内容の充実

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>14 各市町の子ども家庭総合支援拠点の整備を促進するとともに、関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止につなげます。</p> <p>（再掲）</p> <p>子ども家庭総合支援拠点：13 ページ参照。</p>	<p>14 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止のため、各市町の要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が緊密に連携し、子どもの保護・支援を図ります。</p> <p>（再掲）</p>	(P26) 記述内容の充実及び脚注の追加
<p>15 「児童虐待気づきリスト」の活用等をとおして、子どものSOSを適切に把握します。</p>	<p>15 「児童虐待気づきリスト」の活用等をとおして、子どものSOSを適切に把握できるよう努めます。</p>	(P26) 表現の精査
<p>18 様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保するため、夜間中学等に関する調査研究を進めます。</p>		(P26) 取組の追加
<p>21 県立学校において、「みえ公共建築物等木材利用方針」にもとづき、木質化等による温もりのある環境づくりに取り組みます。</p>		(P26) 取組の追加
<p>（7）地域との協働と信頼される学校づくり</p> <p>10 各学校の教育目標の実現に向け、学校全体で組織的・計画的な取組が進むよう、カリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。</p>	<p>（7）地域との協働と信頼される学校づくり</p>	(P28) 取組の追加
<p>（8）地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実</p> <p>基本的な取組方向 （前略） また、高等教育機関と産業界等地域との連携を進め、共同研究や地域の課題解決に向けた取組を活発化し、 （後略）</p>	<p>（8）地域の未来と若者の活躍に向けた高等教育機関の充実</p> <p>基本的な取組方向 （前略） また、高等教育機関と産業界等地域との連携が進み、共同研究や地域の課題解決に向けた取組を活発化し、 （後略）</p>	(P29) 表現の精査

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
3 より多くの若者の学びの選択肢の拡大に向け、県外大学との連携に向けた情報収集や開拓等に取り組みます。	3 学びの選択肢の拡大に向け、県外大学との連携に向けた情報収集や開拓等に取り組みます。	(P29) 表現の精査
4 県内学生及び県外へ進学した学生等若者が県内に居住し定着して活躍することで、地域の活力を高め、地域活性化につながるよう、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。	4 若者の県内定着を促進するため、県内の過疎地域等の指定地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金返還額の一部を助成します。	(P29) 記述内容の充実
5 産学官等で構築したネットワークを活用して、高等教育機関に蓄積されている研究成果、企業ニーズなどの情報を共有し、分野の枠を越えて連携した取組を推進します。	5 産学官等で構築したネットワークを活用して、高等教育機関に蓄積されている研究成果、企業ニーズなどの情報を共有し、分野を越えた連携を推進します。	(P29) 表現の精査
7 県内高等学校卒業生で、県外大学へ進学している学生に対して、県内の企業情報やインターンシップ情報を発信するなど、Uターン就職の促進に取り組みます。	7 県内高等学校卒業生で、県外大学へ進学している学生のUターン就職の促進などに取り組みます。  8 県外大学に進学した学生を主な対象に、Webを活用して県内企業のインターンシップ情報の充実に取り組みます。	(P29) 取組の統合
8 企業を対象に、インターンシッププログラムの作成支援等を行い、県内企業におけるインターンシップの質的量的拡大を進めます。	9 企業を対象に、インターンシッププログラム等の作成支援を行い、県内企業におけるインターンシップの質的量的拡大を進めます。	(P30) 表現の精査
13 私立専門学校において、実践的な職業教育により地域が求める専門人材を養成できるよう健全な学校運営を支援します。		(P30) 取組の追加

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
(9) 地域の未来を創る多様な人材の育成  1 <u>ものづくり産業の競争力強化を図るため、次世代自動車や航空宇宙等をはじめとする次世代ものづくり産業をけん引する技術人材の育成に取り組みます。</u>	(9) 地域の未来を創る多様な人材の育成  1 <u>社会人向けに航空宇宙産業の製造技術習得を支援するとともに、企業と連携した航空宇宙産業の魅力を感じてもらう取組により将来的な人材育成を進めます。</u>	(P31) 記述内容の充実
2 三重県のものづくりを支える四日市コンビナートの今後を見据え、プラント運営・保守等で必要とされる <u>ビッグデータ、I o T・A I</u> 等を活用できる人材育成を支援します。	2 三重県のものづくりを支える四日市コンビナートの今後を見据え、プラント運営・保守等で必要とされる <u>A I・I o T・ビッグデータ等</u> を活用できる人材育成を支援します。	(P31) 表現の精査
9 新規就農者の確保・育成に向け、U・Iターン就農者の受入体制を <u>充実させるとともに、みえ農業版M B A養成塾において、若き農業ビジネス人材の育成に取り組みます。</u>	9 新規就農者の確保・育成に向け、U・Iターン就農者の受入体制を <u>整備するとともに、みえ農業版M B A養成塾において、若き農業ビジネス人材の育成に取り組みます。</u>	(P32) 表現の精査
12 漁業の担い手の確保に向け、漁師塾の <u>研修内容の充実や取組地区の拡大、新規就業時の経済的不安解消に向けた支援などに取り組みます。</u>	12 漁業の担い手の確保に向け、漁師塾の <u>座学カリキュラムの充実や取組地区の拡大、新規就業時の経済的不安解消に向けた支援策の充実などに取り組みます。</u>	(P32) 表現の精査
19 医療現場の体験実習等により地域医療の魅力を <u>医学生や中高生などに対して発信する「みえ地域医療メディカルスクール」を開催し、地域医療を担う次世代の人材育成を図ります。</u>	19 医療現場の体験実習等により地域医療の魅力を <u>高校生などに対して発信する「みえ地域医療メディカルスクール」を開催し、地域医療を担う次世代の人材育成を図ります。</u>	(P33) 表現の精査
21 幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の <u>人材確保のため、保育所等における働きやすい職場づくりを推進するとともに、様々な研修等を通じて就学前教育・保育の質の向上を図ります。（再掲）</u>	21 <u>保育士等の</u> 人材確保のため、保育所等における働きやすい職場づくりを推進するとともに、 <u>キャリアアップ研修等を通じて、就学前教育・保育の質の向上を図ります。</u> (再掲)	(P33) 表現の精査

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
(10) あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり  6 様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保するため、夜間中学等に関する調査研究を進めます。 (再掲)	(10) あらゆる世代の誰もがいつでも学び挑戦し、活躍できる社会づくり	(P34) 取組の追加
9 女性がライフステージに応じた多様な働き方を実現できるよう、 <u>学生を対象に就労継続の意識啓発に取り組みます。</u>	8 女性がライフステージに応じた多様な働き方を実現できるよう、 <u>学生を対象に就労継続の意識啓発や仕事と育児の両立体験プログラムに取り組みます。</u>	(P35) 表現の精査
12 津高等技術学校において、 <u>学卒者、離転職求職者に対して、職業訓練などにより、職業能力の開発および向上に取り組みます。</u>	11 津高等技術学校において、 <u>学卒者、離転職求職者、在職者等に対して、職業訓練などにより、職業能力の開発および向上に取り組みます。</u>	(P35) 表現の精査
13 産業界のニーズさらには潜在的ニーズをふまえた多様な在職者訓練を実施し、 <u>県内中小企業を支える技術者等のスキルアップを図ります。</u>	12 産業界のニーズさらには潜在的ニーズをふまえ、リカレント教育のプログラムを検討し、 <u>県内企業の技術者等が幅広く受講できるよう取り組みます。</u>	(P35) 表現の精査
16 障がい者の社会参画を進めるため、 <u>多様なニーズに対応した職業訓練や福祉施設から一般就労に向けた支援、社会的事業所への運営支援など雇用の場の拡大に取り組みます。</u>	15 障がい者の社会参画を進めるため、 <u>障がい者の態様に応じた職業訓練や福祉施設から一般就労に向けた支援、社会的事業所への運営支援など雇用の場の拡大に取り組みます。</u>	(P35) 表現の精査
19 水産分野への障がい者の就労機会の拡大に向け、 <u>地域が主体となって水福連携に取り組む体制づくりや漁業者と福祉事業所等をつなぐ人材の育成を進めます。</u>	18 水産分野への障がい者の就労機会の拡大に向け、 <u>福祉事業所等の漁業参入の促進や関係団体への意識啓発に取り組みます。</u>	(P35) 記述内容の充実

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<u>22 日本語能力が十分でない外国人住民が、生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、関係機関等と連携し、県内の日本語教育環境の強化に取り組みます。</u>		(P36) 取組の整理
	<u>22 外国人技能実習生が円滑に技能検定を受検できるよう、三重県職業能力開発協会と協力して、検定委員や相談員等の確保・育成を促進するなど、受検体制を整えます。</u>	(P36) 取組の整理
<u>28 総合型地域スポーツクラブの支援やスポーツ推進月間の取組など、スポーツに親しむ機会の拡充や機運の醸成を図ります。</u>	<u>27 総合型地域スポーツクラブの支援やスポーツ推進月間の取組など、スポーツに親しむ機会の拡充や気運の醸成を図ります。</u>	(P36) 表現の精査
<p>5 「教育への県民力の結集」に向けて</p> <p>(1) 「学校」の役割</p> <p>◇子どもたちの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を<u>育みます。</u> (中略)</p> <p>◇地域と協働し、信頼される学校づくりを<u>進めます。</u> (中略)</p> <p>(2) 「家庭」の役割</p> <p>◇「心の拠り所」「教育の原点」として、子どもを温かく<u>育みます。</u> (中略)</p> <p>◇学校との連携を深め、教育効果を<u>高め合います。</u> (中略)</p>	<p>5 「教育への県民力の結集」に向けて</p> <p>(1) 「学校」の役割</p> <p>◇子どもたちの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を<u>育むこと</u> (中略)</p> <p>◇地域と協働し、信頼される学校づくりを<u>進めること</u> (中略)</p> <p>(2) 「家庭」の役割</p> <p>◇「心の拠り所」「教育の原点」として、子どもを温かく<u>育むこと</u> (中略)</p> <p>◇学校との連携を深め、教育効果を<u>高め合うこと</u> (中略)</p>	(P37～38) 表現の精査

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
<p>（3）「地域」の役割</p> <p>◇社会性や自主性、豊かな人間性を育む多様な体験・交流の機会を<u>提供します。</u>            (中略)</p> <p>◇学校を<u>支援するとともに</u>、子育てや家庭教育を応援し<u>支えます。</u>            (中略)</p>	<p>（3）「地域」の役割</p> <p>◇社会性や自主性、豊かな人間性を育む多様な体験・交流の機会を<u>提供すること</u>            (中略)</p> <p>◇学校を<u>支援すること</u>、子育てや家庭教育を応援し<u>支えること</u>            (中略)</p>	
<p>（4）「企業等」の役割</p> <p>◇専門性等を<u>生かし</u>、教育活動に積極的に<u>参画します。</u>            インターンシップ、(中略)、専門性等を<u>生かし</u>教育活動に積極的に参画します。</p> <p>◇企業等活動を通じ、さまざまな側面から教育施策に<u>貢献します。</u>            (中略)</p>	<p>（4）「企業等」の役割</p> <p>◇専門性等を<u>活かし</u>、教育活動に積極的に<u>参画すること</u>            インターンシップ、(中略)、専門性等を<u>活かし</u>教育活動に積極的に参画します。</p> <p>◇企業等活動を通じ、さまざまな側面から教育施策に<u>貢献すること</u>            (中略)</p>	
<p>（5）「高等教育機関」の役割</p> <p>◇地域社会で活躍する人材を<u>輩出します。</u>            (中略)</p> <p>◇「知」の集積を地域の教育振興に<u>還元します。</u>            (中略)</p>	<p>（5）「高等教育機関」の役割</p> <p>◇地域社会で活躍する人材を<u>輩出すること</u>            (中略)</p> <p>◇「知」の集積を地域の教育振興に<u>還元すること</u>            (中略)</p>	
<p>（6）「行政」の役割</p> <p>◇質の高い教育環境を創造するとともに、必要な助言等を行います。            (中略)</p> <p>◇「教育への県民力の結集」を<u>促進します。</u>            (中略)</p>	<p>（6）「行政」の役割</p> <p>◇質の高い教育環境を創造するとともに、必要な助言等を<u>行うこと</u>            (中略)</p> <p>◇「教育への県民力の結集」を<u>促進すること</u>            (中略)</p>	

次期「三重県教育施策大綱」中間案（修正版）新旧対照表

中間案（修正版）（新）	中間案（旧）	備考
-------------	--------	----

<p><b>【県と市町との役割分担】</b></p> <p>○市町の役割 義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、<u>その取組内容や成果・課題について住民への説明責任を果たします。</u></p> <p>○県の役割 全県的な教育水準の<u>維持と向上</u>に主体的な役割を果たします。 また、教育施策を進めるにあたり、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、一層の支援<u>を行います。</u></p>	<p><b>(7) 県と市町との役割分担</b></p> <p>①市町の役割 義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、<u>その成果について住民への説明責任を確実に果たします。</u></p> <p>②県の役割 全県的な教育水準の<u>維持向上</u>に主体的な役割を果たします。また、教育施策を進めるにあたり、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、一層の支援<u>に努めます。</u></p>	
--	---	--